

大阪市告示第1405号

次の施設について、大阪市立老人福祉センター条例（平成16年大阪市条例第16号）第4条第2項及び同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第3項及び同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年10月15日

大阪市長 横山英幸

臨時開館及び供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立大正区老人福祉センター	令和7年11月16日（日）	午前9時から 午後5時30分まで

（福祉局高齢者施策部高齢福祉課）